

令和6年度 唐津市スポーツ・文化合宿等助成事業【要項】

第2版

第1版 令和5年12月1日

第2版 令和6年 4月1日

変更点は青文字

令和6年度 唐津市スポーツ・文化合宿等助成事業 要項

唐津市内で宿泊し、且つ唐津市内で開催されるスポーツ及び文化の合宿・大会・会議・研修会等を主催する団体又は個人の主催者（参加者）に対し、事業費の範囲内で助成を行います。

なお、本事業は唐津市から業務委託を受けて実施しています。

1. 助成の対象者について

(1) 唐津市内で、スポーツ及び文化の合宿・大会・会議・研修会等を行う、団体又は個人の主催者（参加者）が助成の対象者となります。旅行会社の方は申請できません。

(2) 助成対象者が、次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金を交付できません。

ア 暴力団、暴力団員

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2. 助成の条件について

(1) 本要項の規定に従うことを条件とします。

(2) 唐津市内で開催されるスポーツや文化の合宿・大会・会議・研修会等であることを条件とします。

※唐津市内に宿泊しても、大会や会議等が他市町で開催される場合は対象外となります。

(3) 唐津市内で宿泊すること、且つ宿泊先は「旅館業法」に基づく営業許可を得た施設であることを条件とします。但し、「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」までが対象で「下宿営業」は対象外とします。

(4) 宿泊費は1人1泊あたり3千円（税込）以上であることを条件とします。

※助成条件を満たす場合は応援団も助成の対象となります。

(5) 政治的及び宗教的活動を目的としたものではないことを条件とします。

3. 助成の金額について

宿泊した延べ泊数に1,500円を乗じた額とする。

但し、1申請あたり上限30万円、1申請者あたりの申請は年度内2回までとする。

4. 助成対象期間について

令和6年4月1日から令和7年3月30日までに催行された合宿・大会等で、3月30日の宿泊までが対象となります。但し、対象期間内であっても全体の事業費が上限に達した時点で終了となりますのでご注意ください。

5. 助成申請期間について

令和5年12月1日から令和7年3月29日までに申請された合宿・大会等が対象となります。必ず催行開始の前日までに申請書を提出し承認を得てください。事後申請は認められませんのでご注意ください。

但し、申請期間内であっても全体の事業費が上限に達している場合があります。必ず申請書を提出する前に協会あてに確認をしていただくようお願いします。

6. 助成金の申請について

- (1) 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用申請書(様式1)に必要な事項を記入のうえ、必要書類を添付して唐津観光協会に提出し、受理されることが必要です。
- (2) 中止する場合、または計画を変更する場合は、変更・取下申請書(様式2)を唐津観光協会に提出し確認を受けることが必要です。但し、日程や予定人数など軽微な変更については、申請が不要な場合もありますので、事前に唐津観光協会へお問い合わせください。

7. 実績報告並びに助成金の交付

- (1) 申請者は、宿泊した日から30日以内、もしくは令和7年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式3-1)、宿泊証明書(様式3-2)を唐津観光協会に提出してください。
- (2) 実績報告が提出されたら、会長はその内容を審査し適当と認めるときは、助成金の交付を決定するとともに、その額を確定し確定通知書(様式4)を発送します。
- (3) 確定通知書を受け取った申請者は、すみやかに振込先を記載した請求書(様式5)を、**一般社団法人唐津観光協会宛に提出してください。**
 - ※メールにPDFで添付する等、請求書の電子化も可とします。
 - ※請求書に公印(角印)の押印がなくとも可とします。
- (4) 会長は、助成金の交付決定を受けた者または助成金の交付を受けた者が虚偽の申請または報告、この要項の規定に違反したときは、助成金の交付決定を取り消し、または既に交付した

助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることがあります。